

注(5) 明治22年4月1日町村制施行の時、支倉村と菅生村が合併して成立した新村だったが、昭和30年4月20日の町村合併で旧2村は再び分離して、旧支倉村が川崎町に、旧菅生村が村田町にそれぞれ吸収合併される。

資料 和名類聚抄郷名考（池辺 彌）

和名類聚抄郡郷里駅名考証（池辺 彌）

大日本地名辞書第7巻（吉田東伍）

宮城県地名考（菊地勝之助）

54. 中曆とは何か

問 仙台商工会議所発行の印刷物に『仙台七夕は中曆に行われる』とあるのを見ましたが、中曆という言葉はどの辞典を調べても出てきません。どういうことでしょうか。

答 仙台七夕祭協賛会で出したリーフレット「仙台七夕まつり」にも『仙台では七夕祭を「タナバタさん」と云い、昔は陰曆七月六日の宵に行われたのですが明治になってから中曆をとって八月六日に行われる様になりました』とあります。仙台七夕は、本来の旧曆7月7日でもなく、また新曆の7月7日でもなく、新曆の1月遅れ8月7日を期して行われています。⁽¹⁾七夕に限らず、東京から数百万の人達が言語に絶するような一大混雑に堪えながら、それぞれの郷里に帰省して参加するお盆行事など、1か月遅れの8月13日に行われている地方が少くありません。その他の民俗の行事が、明治以後月遅れで行われるようになったものがかかなり多くあります。このような生活現象をとらえる便宜上、主として民俗学の分野で「中曆」という言葉が用いられるのであって、制定曆があるわけではありません。「日本年中行事辞典」（鈴木裳三）に『……また自然界の推移が、新曆では一致しにくいという齟齬感もあって、折衷案としていわゆる中曆つまり太陽曆を使用しながら節日を一か月遅らせる方法が採用され、この方法が大いに論法がられたのである。戦後、新・旧・中の三重様式は急速に陽曆へ一本化されつつあるが、今なお著しい矛盾を残している。新聞紙面に、八月十五日盆を旧盆と書いて不思議と思わないという風潮も見られる。』とあります。

約1千数百年にわたって国民生活になじんできた旧曆（太陰太陽曆）の明治5年12月3日が、新曆（太陽曆）の明治6年1月1日に切換えられた日以後、季節と日付との1か月以上の不規則なずれに当面させられた国民の戸まどいは容易ならぬもの⁽³⁾でした。日本人の生活と生産と信仰とが、古来の農耕儀礼に発する旧曆日付の伝承的民俗行事を中心に根深くつながってきたからです。当時の落首にも「十五夜の円くはならぬ満月の有明の月を待ちいつるかな」「春は雪夏の初めに花盛り秋

の納涼〔すずみ〕に冬のお月見」など、俄かお仕着せの新暦とは噛み合わぬ実生活の違和感をきびしく吐露したものがありました。明治6年に起きた農民一揆には、この年に発布された徴兵令（血税）、7月に公布された地租改正の反対などとともに、旧暦復活を要求の一つとしない地方はなかった程です。改暦は民間では励行されず、首都東京でも旧暦行事が永く行われました。明治文学にも、旧暦の日付で場面を設定するものが多く、明治31～36年に発表された「金色夜叉」（尾崎紅葉）の熱海の海岸の部分など、旧暦による1月17日の月夜でなければストーリーが進展しないことになっているのも、その一例です。旧暦の知識なしに明治以前の文学はもとより歴史・伝承・文化の真の理解はあり得ないといっても過言ではありません。さて、新暦制定後実に38年を経た明治43年度から、旧暦の記載を廃止する旨の文部省令が出されたのが、明治41年〔1908〕10月でした。にも拘らず、地方特に農漁村では、依然として旧暦が永く行われていました。一方、旧暦依存度の割に薄く、さりとて新暦に全面同調できない都市生活の中から、日付の見当の容易な、そして季節的ずれがやや緩和された月遅れの中暦が自然発生し、それが次第に周辺に拡大する形をとりつつ定着して現在に至ったものです。なお、中暦とは別に、1月遅れの中暦は便宜・妥協的で地域の実情に適合しないため、極く少数の地方では、2月遅れの「後暦」〔編者仮称〕ともいうべき日付で諸行事を行っている所もあります。これは、一見極端に徹底し過ぎたもののように感じられますが、この後暦にはそれなりの理由・根拠があるのです。推古12年〔604〕わが国が中国製の太陰太陽暦を実施する以前は、満月の日即ち旧暦の15日を月の始まりとしていたといわれます。旧暦の1月15日が、日本古来の1月1日に当りますから、そこに15日の差があるわけです。1月15日を小正月と称していろいろな正月行事が行われてきましたが、この小正月とは、実は日本古来の元旦が変形して残存しているのです。そこで後暦は、新暦と旧暦との最大差約1か月半に、旧暦と日本古来の月始めとの差15日を加えた計算で、2月遅れの旧暦の日付をとったもので、後暦による民俗行事こそ、日本古来の伝承の日取に近接するものだとすることのようです。

中暦といい、更に徹底した形の後暦といい、単なる法律の力では統制し得ない生活暦的なもの、変態的所産であります。

注(1) 太陰太陽暦、太陰陽暦。太陰暦と太陽暦とを折衷した暦。1朔望月29.5日を基本に29日又は30日を1か月、12月または13月を1年とし、これをほぼ12対7の割合〔19年7閏の置閏法〕で繰返して、その平均の長さを季節の一周の平均の長さ、即ち1回帰年、365日2422に大体等しくし、日付けが大略の季節をも示すようにしたものの。わが国で暦法が初めて用いられたのは、推古天皇12年〔604〕といわれ、その後明治5年〔1872〕の改暦に至るまで、1200年以上一貫して立春の頃を年始とする太陰太陽暦が用いられた。この間に、屢々修正が行われ、徳川時代には、仙台の天文学者戸板保佑〔といたやすすけ〕が、この暦を完全なものとするための業務に従事して功績があった。この暦法が容易に抛棄されないのは、日付と月の盈虚とが一致し、潮汐その他の自然現象と関連が深い等の合理性があ

るため、特に農・漁・航行上の利便が大きいためである。現在、公式の気象通報の中で、必ず日々の「月[・]齡」が報道されているのもそのためである。「月齡」とは、最近の新月(朔)の時を零として起算するその時までの平均太陽日の日数のことで、旧暦の日付に相当するものである。

注(2) 太陽暦。地球が太陽の周囲を1回転する時間を1年とする暦。1年を365日または366日として、これをはば3対1の割合で繰返し、その平均の長さを、季節の1週の平均の長さ、即ち1回帰年365日2422に殆ど等しくするもので、従って毎年同じ日付は殆ど同じ季節を示すものである。わが国では、明治5年11月7日の太政官布告で太陽暦を採用することにし、同年12月3日を太陽暦による明治6年1月1日とした。この暦の本体は、遠く古ローマの暦に源を発するグレゴリオ暦〔1582年ローマ法皇グレゴリオ13世制定〕である。現在、世界の文明国は殆どこの暦法を用いている。この暦の置閏法によれば、西暦紀元年数が100の倍数の時400で割り切れる年、100の倍数でない時は4で割り切れる年は閏年、その他の年は平年となる。この置閏法によれば3千年後、始めて日付と季節とが、平均に於て1日くらい違ってくるに過ぎない。

注(3) 改暦は、明治5年11月7日太政官布告第337号の次の条項に依って実施された。

『一、今般太陰暦ヲ廃シ、太陽暦御頒行相ナリ候ニ付、来ル十二月三日ヲ以テ明治六年一月一日トサダメラレ候事』。この切替えは、太陽暦による明治6年の暦書を発行する余裕もなく、急遽実施されたものである。従って現存する明治6年暦は、太陰太陽暦の暦書である。この改暦実施の真因は、発展途上国としての欧化政策や文化政策によるものではなく、専ら財政事情が然らしめた窮余の一策であった。新政府は明治4年9月から官吏の年俸を月給に改めた。明治5年秋、頒暦商社の納本した「明治6年暦」を手にした政府高官は、来るべき明治6年が、13か月の閏年であるのに気付き驚愕した。何故ならば、人件費を13か月分計上しなければならず、弱体な国家財政の堪え得ることではなかったからである。これを回避するため苦慮を重ね切羽つまった新政府は、1年12か月の太陽暦への切替を、突然強行しなければならなかったのである。なお、明治5年12月1日、2日については、太政官布告第359号を以て、次のような異例な処理を行った。『改暦ニ由リ十二月朔日二日ヲ十一月卅日卅一日〔旧暦の日付にこのようなのはあり得ぬ〕トナス』。官吏月給についても12月分を切捨ててしまった、明治5年11月27日太政官布告第374号に『一、当十二月分ノ分ハ朔日二日別段月給ハ不賜』とあるのがそれである。

ちなみに、東洋の旧暦国の太陽暦への改暦はわが国のように性急に実施されたところはなく、朝鮮が1894年、中国が民国成立時の1912年〔但し年中行事等はいまだに旧暦による〕、トルコが1927年であった。

資料 日本年中行事辞典(鈴木裳三)

55. 「東華」の語の出典

問 仙台では「東華」という語を冠した名称がよくありますが、何から出たのでしょうか。「仙台事物起原考」（菊地勝之助）に東華堆朱の名称は『東北の華都仙台を象徴したその雅名をとったものである』⁽¹⁾などと書かれていますが、どうも無理があるようで納得できないのです。

答 仙台には、華都などと称せられた実態もなかったし、詩文などでそのように表現された例もありませんので、東華の語は、決してそのような生まれ方をしたものではありません。

東華の語は、東華堆朱が出現するよりも遙か以前に、固定したものになっていました。旧藩時代に東華を雅号とした人物が、二三あったことは別として、確乎たる出所をもって用いられたのが、明治19年、富田鉄之助・松倉恂〔じゅん〕等が仙台清水小路に設立した東華学校の東華⁽²⁾であります。これは、当時の宮城県知事松平正直〔まさなお〕の命名で、大伴家持の歌

すめろぎの御代栄えむと東〔あずま〕なる⁽³⁾⁽⁴⁾

みちのく山にくがね華〔はな〕さく⁽⁵⁾

から取ったものです。この事実を「富田鉄之助素描」（武田泰、「松の実」第21号（宮城県第二女子高等学校の内）が次のように記しています。『宮城英学校（清水小路15番地、校長新島襄）は設立認可の下りた翌明治20年6月6日、校名を「東華学校」と改称し、仮理事会を東華義会と称することになり6月17日……開校式を挙行了。県知事松平正直は、「東華」の名号が万葉集大伴家持作と伝えられる「すめろぎの御代栄えんと東なるみちのく山にこがね華さく」に由来する旨を説明し「この校や、ただに今日の祥瑞たるのみならず、将来無限の瑞祥を生み出すべき淵源といふもまた何の不可かこれ有らん」と前途を祝した。』。同様の記事が「東華義会及び東華女学校について」（本多繁「宮城学院中・高等学校紀要」第2集の内）にも見られます。東華学校の設立主体となった東華義会、その東華義会が、更にその後明治37年に設立した東華女学校の東華は同じ用例です。その後、深い意味も知らずに、甚しい場合は仙台の異称であるかのように勘違いして、仙台の商品名や、団体の名称に冠せられることが多くなりました。

注(1) 明治30年代に、宮城刑務所が収容者の工作指導者として新潟から招いた川崎栄之丞〔「仙台物産沿革」（山田揆一、「仙台叢書」別集2の内）には川崎康弘とある〕が、10余年の研究を重ねて開発した量産堆朱。堆朱は中国から室町時代頃伝来した漆芸で堆漆・彫漆といい、木地に漆を100回も塗重ね漆の厚い層を形成してこれに彫刻を施す工芸であるが、